国土交通省自動車局長 殿

総務省行政評価局長

軽自動車の解体に係る届出の郵送によるものの受付(あっせん)

当省は、総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第21号の規定に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

この度、当省に対し、「軽自動車(四輪又は三輪をいう。)を廃車(注)にするときは、郵送による届出が認められていない。一方、一部の市区町村では、総排気量 125cc 以下の原動機付自転車については、ナンバープレートの返納も含め、郵送による廃車手続を認めている。軽自動車はバイクと同じように登録制度がないのだから、軽自動車の廃車に係る届出手続については、出頭による手続のみではなく郵送による手続もできるようにしてほしい。」との申出がありました。

(注) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。)においては、廃車という用語は使われておらず、法令上は解体という用語が使用されていることから、本申出は解体に係る手続として扱う。

この申出について、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議において民間 有識者の意見を聴取するなどにより検討した結果、当省としては、軽自動車の 解体に係る軽自動車検査協会への届出手続については、届出者の負担軽減等を 図る観点から、郵送による届出も認める必要があると考えますので、御検討く ださい。

なお、このことに対する貴省の改善措置結果等については、平成 25 年 8 月 10 日までに当省に回答してください。

記

1 制度の概要等

(1) 車両法における自動車等の種別及び解体に係る届出ア 車両法における自動車等の種別

車両法によれば、「道路運送車両」は、次のとおり、①自動車(2輪車も含む。)、②原動機付自転車及び③軽車両に区分されている。 さらに、車両法では、

- ① 自動車は、その種別として、普通自動車、小型自動車、軽自動車、 大型特殊自動車及び小型特殊自動車
- ② 原動機付自転車は、総排気量が50cc以下のもの(第1種原動機付自転車)と50cc超125cc以下のもの(第2種原動機付自転車)
- ③ 軽車両は、人力若しくは畜力により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具とされている。

なお、自動車は、その大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号。以下「車両規則」という。)により、さらに細かく分類されている。

イ 自動車及び原動機付自転車の解体に係る申請・届出

自動車及び原動機付自転車の解体に係る申請・届出の郵送による手続は、一部の市区町村が利用者の利便性等の観点から、第1種及び第2種原動機付自転車である総排気量 125cc 以下の二輪車について認めているのみであり、総排気量 125cc を超える二輪車や普通自動車等の四輪車等は郵送による解体に係る申請・届出が認められていない。

また、自動車の申請・届出に係る出頭に関しては、登録自動車(車両 法第4条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けたもので、普通 自動車、小型自動車及び大型特殊自動車が対象となる。)については、車 両法第39条第1項等の規定を受け、自動車登録令(昭和26年政令第256 号。以下「登録令」という。)第10条に定められているが、登録制度の ない軽自動車については法令上出頭に係る規定はない。

(2) 軽自動車の解体に係る届出手続の概要等

ア 軽自動車の法令上の定義

軽自動車とは、車両法第3条の規定及び車両規則別表第1の規定によれば、

- ① 二輪自動車以外の自動車等で長さ 3.4m以下、幅 1.48m以下、高さ 2.0m以下(内燃機関を原動機とするものにあっては、総排気量が 0.6600以下)のもの
- ② 二輪車で長さ 2.5 m以下、幅 1.30 m以下、高さ 2.0 m以下(内燃機関を原動機とするものにあっては、総排気量が 0.2500 以下)のものと定められている。
- イ 軽自動車の解体に係る届出手続

- ① 軽自動車の検査等の業務は、車両法第74条の3第1項の規定では、 国土交通大臣は、軽自動車検査協会に軽自動車に係る検査に関する事 務を行わせるものとするとされており、解体に係る手続についても、 同協会が実施している。
- ② 解体は、車両法第 69 条等の規定に基づき、「解体返納届出」と「解体届出」の2種類があり、「解体返納届出」は、軽自動車の解体届出と自動車検査証返納届出を同時に行う届出、「解体届出」は、先に自動車検査証返納届出(一時使用中止の届出)の手続を行い、その後、軽自動車を解体したときに行う届出である。
- ③ 軽自動車の所有者が、軽自動車を解体する場合には、前述のとおり、 車両法第 69 条等の規定に基づき解体に係る手続を行うこととなるが、 例えば、「解体返納届出」に係る手続は、一般的には次の手順により行 うこととなる。
 - i) 軽自動車の所有者が、解体業者等に対して軽自動車の解体を依頼
 - ii) 解体業者等は、解体する軽自動車を引き取った場合、所有者に「使 用済自動車引取証明書」を交付
 - iii) 所有者は、軽自動車税申告書を記載し「徴税事務所」に提出
 - iv) 所有者は、ナンバープレートを「ナンバー返納事務所」に返納
 - v) 所有者は、自動車検査証、「自動車検査証返納届出書・解体届出書・自動車重量税還付申請書」を軽自動車検査協会に出頭により提出
 - vi) 同協会は、「自動車検査証返納届出書・解体届出書・自動車重量 税還付申請書」を受理後、自動車検査証の無効の措置、電子情報処 理システムへの入力等を実施。加えて、自動車重量税の還付申請者 に対しては、同協会から申請者に「自動車重量税還付申請書付表1」 を交付

また、「解体届出」の手続は、「解体返納届出」に係る前述のiii)及びiv)等の手続や、あらかじめ「自動車検査証返納届出書」を軽自動車検査協会の事務所等に提出した際に発行される「自動車検査証返納証明書」を添付する必要がある点などを除けば、「解体返納届出」の手続とほぼ同様である。

2 当局の調査結果

(1) 軽自動車の解体に係る届出手続における出頭の根拠

自動車の申請・届出に係る出頭の根拠については、前述のとおり、登録 自動車は、登録令第 10 条に定められているが、登録制度のない軽自動車は 法令上出頭に係る規定はない。

しかし、国土交通省及び軽自動車検査協会は、出頭の根拠として、国土

交通大臣の認可を受けた「軽自動車検査協会検査事務規程」(昭和 48 年 9 月 26 日協会規程第 16 号。以下「検査事務規程」という。)の「第 2 章 2-1 -1」では「事務所、支所及び分室構内の適当な箇所には、検査等の申請者が見やすいように次に掲げる事項を掲示するものとする。」としており、この「申請者が見やすいように」とは、申請者が出頭して検査等の申請を行うことが当然の前提であると解釈していることを挙げている。このため、軽自動車の解体に係る届出手続は、届出者が出頭して行うものとして取り扱われている。

(2) 軽自動車の解体手続等におけるマニフェスト管理等

申出のあった軽自動車の解体手続に係る届出は、前述のとおり、「解体届出」と「解体返納届出」の2つの届出が対象となる。

これらの届出は、軽自動車の安全性等に係る車両検査に直接に関わる手続でなく、また、解体業者等が発行する「使用済自動車引取証明書」に記載された移動報告番号を両届出に記載する必要があること、及び解体業者等から軽自動車検査協会への解体日等の連絡が行われる(注)ことなどからすると不正が行われ難い届出であると考えられる。

- (注) 実際は、解体業者等が、自動車の解体等の状況をマニフェスト管理する財団法人自動車リサイクル促進センターに連絡し、同センターを通じて軽自動車検査協会に連絡が行われる。
- (3) 出頭による解体に係る届出手続に係る届出者の負担等

国土交通省は、当初、軽自動車の解体に係る届出の郵送による手続について、「検査事務規程における運用実態と裁判例を引用すれば、郵送による受付は認められない。」と主張し、さらに、同省は、「郵送による届出の受付を認めた場合、軽自動車検査協会の事務量が増加するとともに、処理が停滞することは明らかである。これは、ユーザー全体の不利益につながることになる。」と説明するだけであり、行政苦情救済推進会議での意見である届出者の負担軽減等の観点からの調査・検討等を行っていなかった。

このため、当省において、表-1のとおり、軽自動車検査協会の地方機関 (主管事務所、事務所、支所及び分室の計 89 か所。以下「事務所等」とい う。)について、都道府県内に1か所の事務所等しか設置されていない 26 都 道府県の中から、13 都道府県を無作為に抽出し、平成 23 年度における解体 届出及び解体返納届出の「出頭による総費用」と「郵送による総費用」(注) を推計し比較した。これによると、表-2のとおり、「出頭による総費用」が 「郵送による総費用」に比べ 16.5 倍となっている。

(注) 「出頭による総費用」とは、解体に係る全ての届出手続をそれぞれ出頭により行ったと仮定した場合の旅費と労働費用の総計である。

また、「郵送による総費用」とは、解体に係る全ての届出をそれぞれ郵送により手続したと仮定した場合の郵送費用の総計である。

しかし、この比較は、あくまで個人が自ら軽自動車検査協会に出頭した場合の推計によるものである。実際には、行政書士、ディーラー等の代行業者が個

人に代わり届出を行うと考えられることから、例えば、全ての代行業者が全ての届出手続を毎回6件まとめて行うと仮定すれば、「出頭による総費用」は6分の1になり、「郵送による総費用」も代行業者が6件まとめて郵送できることから約7割以上の費用が縮減でき、「出頭による総費用」が「郵送による総費用」に比べ9.9倍となると試算される(表-2参照)。

表-1 都道府県内における事務所等数の区分別、都道府県数等(単位:都道府県、か所)

事務所等数の区分	都道府 県数	都道府県名						
1 か所のみ	26	岩质、製料、洗洗料、加料、制料、排料、排料、排料、排料、排料、排料、排料、排料、排料、排料、排料、排料、排料	26					
2か所	10	青森、山形、福島、茨木、栃木、新潟、長野、兵庫、広島、鹿児島	20					
3か所	5	神奈川、静岡、大阪、長崎、沖縄						
4か所	4	埼玉、千葉、愛知、福岡、						
5か所以上	2	北海道(7か所)、東京(5か所)						
計	47	_	89					

⁽注)1 本表は、当局が国土交通省の資料等に基づき作成した。

表-2 軽自動車の解体手続に係る出頭・郵送による総費用の推計及びに出頭による最大費用の例

都道府県名	解体に係る	出頭による 総費用 A (千円)	郵送による 総費用 B (千円)	比率 A/B	出頭による最大費用の例	
(事務所等名)	届出件数 (件)				市町村名	往復費用 (円)
岩手県 (岩手事務所)	6,933	83,986	4,784	17.6	陸前高田市	20,397
群馬県 (群馬事務所)	12,733	127,323	8,782	14.5	上野村	18,816
山梨県 (山梨事務所)	4,494	49,563	3,101	16.0	丹波山村	20,119
石川県 (石川事務所)	10,477	106,436	7,229	14.7	珠洲市	21,985
岐阜県 (岐阜事務所)	7,609	94,713	5,250	18.0	白川村	27,818
三重県 (三重事務所)	8,631	94,950	5,955	15.9	紀宝町	25,232
京都府 (京都事務所)	14,373	171,658	9,917	17.3	京丹後市	25,292
和歌山県 (和歌山事務所)	7,768	94,636	5,360	17.7	北山村	28,174
岡山県 (岡山事務所)	14,256	152,024	9,837	15.5	鏡野町	19,736
山□県 (山□事務所)	9,004	123,858	6,213	19.9	岩国市	20,736
徳島県 (徳島事務所)	2,876	27,671	1,984	13.9	三好市	20,125
熊本県 (熊本事務所)	8,295	104,832	5,724	18.3	天草市	22,503
宮崎県 (宮崎事務所)	9,383	101,678	6,474	15.7	五ヶ瀬町	20,102
13 府県の 合計	116,832	1,333,328	80,610	<u>16.5</u>		_
代行業者によ る手続	<u>116,832</u>	222,221	<u>22,393</u>	<u>9,9</u>	_	_

^{2 「}都道府県名」欄の下線付きの府県は、調査対象とした 13 府県であり、また、枠囲みの都道府県は、 主管事務所を示す。

- (注)1 本表は、国土交通省及び軽自動車検査協会が取りまとめた平成23年度における「解体に係る届出件数」、「市町村別の軽自動車の保有台数」などの資料を基に、当局が推計した。
 - 2 「解体に係る届出件数」は、「解体届出」と「解体返納届出」の件数の合計である。
 - 3 「出頭による総費用」は、13 府県における「解体に係る届出件数」を当該 13 府県における市町村別の軽自動車の保有台数を基に市町村ごとに比例配分し、各市町村における解体に係る推定届出件数を求め、この件数に当該市町村役場、同支所等から県庁所在地(軽自動車検査協会の事務所の所在地を想定)までの1件当たりの往復費用(往復旅費と労働費用)を乗じ、各府県ごとに全市町村の総費用を合計したものである。

なお、軽自動車検査協会の 13 事務所のうち 11 事務所は、県庁所在市に所在している。しかし、山梨県(県庁所在市は甲府市)と岐阜県(県庁所在市は岐阜市)はいずれも県庁所在地に隣接した笛吹市及び羽島市に事務所があるが、県内の全体を推計しているので、総費用はあまり変わらないものと考えられる。また、「労働費用」は、毎月勤労統計調査により、平成 23 年における各都道府県の 1 時間当たりの賃金を基に計算し、手続に係る時間を、原則として鉄道・バスの距離が 100km 未満のところは 4 時間、同 100km 以上のところは 8 時間として計算した。

- 4 「郵送による総費用」は、各府県における「解体に係る届出件数」に 690 円(定形外郵便物 390 円(500g 以内)に書留料金 300 円を加えた金額)を乗じて計算したものである。
- 5 「13 府県の合計」欄における「代行業者による手続」とは、1件1件を個別に手続するのではなく、 代行業者等が6件をまとめて手続する場合を想定して、計算したものである。

したがって、「代行業者による手続」欄のうち「出頭による総費用」は、全ての届出手続を 1 件ずつ行ったとした 1,333,328 千円を 6 で除したもので、222,221 千円となる。

また、「代行業者による手続」欄のうち「郵送による総費用」は、6 件の手続に係る郵送による費用は、6 件のナンバープレートの重さは 1,800g であることから、定形外郵便物 850 円(1 kg 超 2 kg 以内)に書留料金 300 円を加えた金額である 1,150 円となり、解体に係る届出件数である 116,832 件を 6 で除した 19,472 件に 1,150 円を乗じた 22,393 千円となる。つまり、全ての届出件数である 116,832 件に 690 円を乗じた経費 80,610 千円と比べ、27.8%の経費で済むことになる。

これらのことから、「代行業者による手続」欄における「比率」は、「出頭による総費用」が「郵送による総費用」の 9.9 倍になることを示している (222, 221 千円÷22, 393 円 \rightleftharpoons 9.9)。

6 「出頭による最大費用の例」欄における「往復費用」は、「往復旅費」に「労働費用」を加えた費用の例である。また、往復旅費は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)に基づき、各市町村役場、同支所等から県庁所在市までの公共交通機関を利用した往復の費用である(届出者の住所から市町村役場までの交通費及び県庁所在地から車検場までの交通費は含めていない)。なお、同法上、片道100km以上のところは、宿泊費を付けることができるものの、宿泊費は計算から除外した。また、同欄中の、1円単位での費用が計上されている市町村があるが、これは、バス等の交通機関が一部にないところで、1km当たり(1km未満は切り捨て)37円で計算したため端数がでたものである。

(4) 届出者の真意等を確認するための方法の改善

国土交通省は、軽自動車の申請・届出に係る出頭の必要性について、「出頭することが、申請者の真意を確認し、申請・届出が真正であることを確認する方法として有効であることは、司法判断においても最高裁判決に至るまで一貫して認められている。」と主張している。

しかし、国土交通省は、このような主張をしているにもかかわらず、申請者の真意等を確認する方法として、登録自動車においては、永久抹消登録申請書(軽自動車の解体返納届出に当たるもの)等に申請者の実印(個人の場合)を押印させ印鑑証明書を添付させるなどしているものの、軽自動車の解体に係る届出については、届出書に認印(個人の場合)を押印させるだけであり、印鑑証明書を添付させていない。その上、軽自動車の解体に係る届出手続において、出頭することにより、届出者の真意等をどのような方法等で確認しているかについての同省の説明は抽象的なものであり、また、当該事務を実施している軽自動車検査協会からもその確認方法等についての十分な説明はなされなかった。

(5) 国土交通省及び軽自動車検査協会の検討状況等

国土交通省は、前述のとおり、軽自動車の解体に係る届出について、郵 送によるものも認めた場合、軽自動車検査協会の事務量が増加するとともに 処理が停滞することは明らかであり、さらに、届出書の補正等に時間を要するものが一層増えるなどユーザー全体の利益につながらない旨を主張している。

しかし、国土交通省の主張については、郵送による届出の手続マニュアル等を作成することなどにより、円滑かつ的確な対応が可能であると考えられ、また、その手続の方法届出書の書き方等についても、同省及び軽自動車検査協会のホームページ等において分かりやすく掲載するなどの方法により、補正等を出来るだけ少なくすることが可能であるものと考えられる。

また、不動産登記において郵送による登記申請の受付は、平成17年3月から可能となっており、登記申請書の送付方法は、不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第53条において、書留郵便又は民間事業者による信書便によることとされ、また、封筒の表面に不動産登記申請書が在中する旨を明記することとされている。そのほか、所得税の申告、戸籍謄本請求手続等においても、郵送によるものの受付が可能となっている。なお、これらの申請等の処理手続において、事務量が急増した、あるいは、事故等が増加したなどの状況は見受けられない。

さらに、国土交通省及び軽自動車検査協会は、軽自動車の解体に係る届出の郵送による手続を認めた場合、事務量が具体的にどのくらい増加するのかを明らかにしておらず、また、現状において届出書の補正等が多く認められることを示すデータを当省に提出しているものの、この原因・理由等は把握しておらずその対応策も講じていない。

以上のことを踏まえると、国土交通省及び軽自動車検査協会は、届出者の 負担軽減等を推進する観点からの検討等を必ずしも十分に行っていないも のと考えられる。

4 国土交通省の意見

軽自動車の申請・届出については、軽自動車検査協会への手続を始め徴税 機関の手続等に漏れが生じないように、現在、申請者が出頭して申請を行う こととしている。

解体返納届出(自動車検査証の返納を伴う解体届出)を郵送で行うとする と以下の課題が考えられる。

- ① 届出書類に不備、訂正箇所があった場合に郵送による手段を経なければ ならず、これに相当の日時を要することになる。
- ② 軽自動車税は、当該年度の4月1日現在の所有者に課税されるが、郵送の場合、届出者が3月中に返納届を発送したとしても書類の不備その他補正等により、4月以降に処理されることがあり、手続日を確定する上で届出者との間で混乱が生じる。
- ③ 軽自動車税の申告は本来所有者自ら個別に各市区町村に行うべきもので

あるが、軽自動車検査協会への手続の完了をもって、当該税関係手続が完 了したものとの誤解を招くおそれが大きい。

軽自動車税について、納税義務者の変更が行われていないと、旧所有者に対し税の納付書が送付され、市区町村にとどまらず軽自動車検査協会に対しても、問合せが多くなるおそれがある。

④ その他、自動車検査証、車両番号標の郵送、自動車重量税還付、自賠責保険の解約等に係るトラブルの発生が考えられる。

以上のことから、届出者にとっても混乱を招くこととなり、郵送による解 体返納届出は困難であると考えられる。

一方、解体届出(既に自動車検査証の返納届出を行ってからの解体だけの届出)については、返納時に各届出を行っているため、前述のような届出者にとっての支障(税金及び保険に関する事項)はないと考えられる。

よって解体届出の郵送による受付について、実施体制の環境整備を今後図った上で、実施するよう指導し、その後解体返納届出の郵送による受付について、実現の可能性を検討するよう指導したい。

5 改善の必要性

以上のとおり、現行の軽自動車の解体に係る届出手続については、①出頭による解体手続に係る届出者の負担が大きい、②届出者の真意等の確認は郵送においても可能である、③郵送による届出であっても軽自動車検査協会の事務負担の軽減も十分可能であると考えられる。

したがって、国土交通省は、軽自動車検査協会に対し、軽自動車の解体に係る届出について、郵送による場合でも受け付けることができるよう検査事務規程を改正するよう指導するとともに、併せて、郵送による同届出に係る事務処理が円滑かつ的確に行われるよう所要の措置を講ずるよう指導する必要がある。